

ID: 0440

担当部署:経済観光部 産業戦略課

|   |                     |         |     |  |  |  |
|---|---------------------|---------|-----|--|--|--|
| 処分の概要   | 使用の許可               |         |     |  |  |  |
| 例規名<br>根拠条項   | 長門市仙崎地区交流拠点施設条例 第6条 |         |     |  |  |  |
| 例規番号  | 平成28年条例第37号         |         |     |  |  |  |
| <b>【根拠条文】</b><br>(使用の許可)  |                     |         |     |  |  |  |
| 第6条 施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。<br>(1) 農林水産物等直売所・レストラン棟の出店スペース<br>(2) 休憩所・情報発信施設棟の出店スペース<br>(3) 占用をする場合の屋外スペース<br>2 市長は、施設の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付すことができる。   |                     |         |     |  |  |  |
| <b>【基準】</b><br>根拠条文、第7条及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第3条の規定による。<br>(許可の制限)   |                     |         |     |  |  |  |
| 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。<br>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。<br>(2) 建物又は附属設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。<br>(3) 管理上支障があると認められるとき。   |                     |         |     |  |  |  |
| (規制及び使用料の返還)<br>第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めることは、当該利用を許可しない。<br>2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。<br>3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。 |                     |         |     |  |  |  |
| 標準処理期間  | 14日                 |         |     |  |  |  |
| 備考  |                     |         |     |  |  |  |
| 設定年月日   | 平成29年9月12日          | 最終変更年月日 | 年月日 |  |  |  |